



## 団体交渉申入書

前略 下記の要領にて、ここに団体交渉を申し入れます。

記

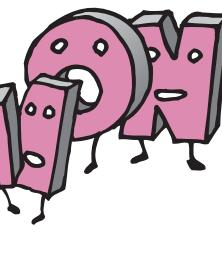
- (1) 日時 ○年○月○日から○月○日までの期間において、労使双方が合意しうる日時で2時間以内
- (2) 場所 貴社事業場内、あるいは貴社の希望する名古屋地区に近い場所
- (3) 出席者  
〔当労組側〕 当該組合員及び当労組役員・交渉員の合計5名以内  
〔貴社側〕 貴会社側代表あるいはその委任を受けた任意の人格と員数
- (4) 協議について Bの解雇について
- (5) 回答期限 この申し込みに対する回答は、来る○月○日午後5時までに、郵送またはファクシミリにより文書にて行うこと
- (6) 連絡先及び回答送付先 ○○○○○○○○
- (7) ご注意 この申入書は労働組合法第6条に基づくものであり、この申し込みに正当な理由なく拒否または無視することは、労働組合法第7条の不当労働行為として一定の制裁がありますので、十分注意ください。

一  
団体交渉申入書  
青天の霹靂（へきれき）  
とは、これまで深く広が  
っていた青空に突然雷鳴  
が響く驚きのことという。

一通の封書を取り出し、  
中の書類を手にしたA社  
長の目に「団体交渉申入  
書」の7文字が飛び込ん  
できた。

これまでに青天の霹靂  
である。

石田幹夫



以上のように団体交渉申入書はなつており、そこには元社員Bの「合同労組加入申込書(写)」などの関係書類が添付されている。

元社員Bについて  
申入書の「(4)協議事項  
Bの解雇について」とあ  
るBは確かに当社の社員  
であった。

Bは入社10年、この間、  
上司の命令には従わず、  
月に2日か3日の無断欠勤もある。同僚との折り  
合いは極端に悪く、すぐ  
喧嘩を吹っかける。会社  
では2人組の共同作業が  
多いが、最近職場で『B  
と組むのは嫌だ』との声  
が高まってきた。

A社長の説明に対し、  
Bは顔色も変えず、また  
一言も発せずに、労働基  
準法第20条に規定する解  
雇予告手当、会社規定に  
よる退職金を受け取った。  
Bは、上司にもまた同  
僚にも挨拶せず、自分の  
ロッカーの中の私物を紙袋  
に詰めると一言も発す  
ることなく会社を去った。

年月があり、双方に10年  
にわたる雇用という血が  
流れていた。  
解雇とは双方にこれま  
で流れていた血を止め、ま  
明日から他人となるのだ。  
解雇は労使双方にとつ  
て痛くない筈はない。

A社長は、自ら労働者  
Bに対して解雇せざるを  
得ない理由、特に一同  
作業でBと組むのは嫌だ  
との声こそが、会社にと  
つてどうしてもBに対し、  
解雇せざるを得ない致命  
的原因であることを丁寧に説明した。

何はともあれ10年とい  
う会社とBとの間には、  
特にBと組むのは嫌  
だーの声の高まりに対し  
ては、Bの解雇も止むを  
得ないと決断せざるを得  
なかつた。

タイトル・浅井健史  
A社長の説明に対し、  
Bは、上司にもまた同  
僚にも挨拶せず、自分の  
ロッカーの中の私物を紙袋  
に詰めると一言も発す  
ることなく会社を去つた。